

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	徳島市立体育館・徳島市立スポーツセンター・徳島市B&G海洋センター体育館・徳島市陸上競技場・徳島市民吉野川運動広場・徳島市民島田運動広場・徳島市民吉野川北岸運動広場・徳島市民勝浦川運動広場・徳島市民城内庭球場・徳島市田宮公園プール・徳島市B&G海洋センタープール・徳島市B&G海洋センター舟艇施設・徳島市球技場の利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第10条	
連 絡 先	公益財団法人徳島市体育振興公社 徳島市立体育館 (電話654-5188) 徳島市立スポーツセンター (電話665-5171) 徳島市B&G海洋センター体育館 (電話662-4535) 徳島市陸上競技場 (電話631-1477) 徳島市民吉野川運動広場 (電話654-5188) 徳島市民島田運動広場 (電話654-5188) 徳島市民吉野川北岸運動広場 (電話665-5171) 徳島市民勝浦川運動広場 (電話662-4535) 徳島市民城内庭球場 (電話654-5188) 徳島市田宮公園プール (電話654-5188) 徳島市B&G海洋センタープール (電話662-4535) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設 (電話662-4535) 徳島市球技場 (電話644-1888)	
審 査 基 準	基 準	利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免規程」のとおりとする。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 2月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準